富山県における「公正取引委員会よろず相談室」の開催について

平成３１年１月３０日
公正取引委員会事務総局
中　部　事　務　所

公正取引委員会中部事務所は，管轄である富山県，石川県，岐阜県，静岡県，愛知県及び三重県において，下請法，消費税転嫁対策特別措置法及び独占禁止法の適切な運用や相談対応に努めておりますが，所在する名古屋市から遠い地域において，これらの相談対応の一層の充実を図るため，公益財団法人富山県新世紀産業機構の後援により，富山県における「公正取引委員会よろず相談室」を下記のとおり開催します（別添参照）。

１　日　時
平成３１年２月２０日（水）及び同年３月２０日（水）
⑴　下請法に関する研修会
午前１０時～午前１０時５０分
⑵　相談会
①午前１１時～午前１１時５０分
②正午～午後０時５０分
③午後１時～午後１時５０分

２　定　員
開催日ごとに１０名（参加無料・先着申込順）

３　場　所
株式会社富山県総合情報センター　２階　第８会議室（富山市高田５２７）

４　内　容
⑴　下請法に関する研修会
⑵　相談会

※　参加を希望される方は，別添（裏面）の申込書に必要事項を御記入の上，２月１３日（水）までにファクシミリ又は電話にてお申し込みください。
なお，研修会及び相談会の取材については，参加者の秘密保持のため，お断りさせていただきますが，本相談室にて相談対応職員に取材していただくことは可能です。取材を御希望の報道機関におかれましては，あらかじめ以下の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先　　公正取引委員会事務総局中部事務所総務課
電話　０５２－９６１－９４２１(直通)
ホームページ　　https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

別添

「公正取引委員会よろず相談室」を開設します!

後援：公益財団法人富山県新世紀産業機構

こんなお悩み，ありませんか？

●取引先が約束した期日に代金を支払ってくれない。
●納品した後に，契約した金額を減らされた。
●タダで取引先の棚卸しを手伝うよう頼まれた。
●消費税の増税分を支払ってもらえないので，税率アップ分が自社負担となっている。
●いつも口頭発注で，契約書（発注書）を出してくれないので不安だ。
●納品先から，ライバル企業とは取引しないように言われた。
●明らかに仕入価格を下回って販売しているお店があって困る。

２月，３月の第３水曜日に，㈱富山県総合情報センター ２階 第８会議室において，下請法，消費税転嫁対策特別措置法及び独占禁止法に詳しい公正取引委員会の職員が，皆様のお悩みをお聞きします。また，下請法に関する研修会も開催します。

お気軽にお越しください。受講料など一切不要です。裏面の申込書を御利用ください。

※　お問い合わせ先　公正取引委員会事務総局　中部事務所　電話：０５２－９６１－９４２１（担当：石川）

※送信票は必要ありません。

公正取引委員会事務総局　中部事務所　総務課　宛て

（ＦＡＸ　０５２－９７１－５００３）

「公正取引委員会よろず相談室」申込書

（申込みは平成３１年２月１３日（水）必着でお願いします。）

（入手した個人情報は，本業務以外の目的には使用いたしません。）

<table>
<tr><td>所　　属
（会社・団体名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">希望日時

※１　研修会への出欠を〇で囲んでください。
※２　相談会について，相談内容及び御希望の時間を〇で囲んでください。</td><td colspan="2">平成 31 年 2 月 20 日（水）（2 階　第 8 会議室）【定員 10 名】</td></tr>
<tr><td>研修会
※１</td><td>平成 31 年 2 月 20 日（水）午前 10 時～午前 10 時 50 分
①出席する　　　②出席しない</td></tr>
<tr><td>相談会
※２</td><td>平成 31 年 2 月 20 日（水）
【相談内容】①下請法　　　②消費税転嫁対策特別措置法
③独占禁止法　④その他（　　　　　　）
【時間】①午前 11 時～午前 11 時 50 分　　②正午～午後 0 時 50 分
③午後 1 時～午後 1 時 50 分</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 31 年 3 月 20 日（水）（2 階　第 8 会議室）【定員 10 名】</td></tr>
<tr><td>研修会
※１</td><td>平成 31 年 3 月 20 日（水）午前 10 時～午前 10 時 50 分
①出席する　　　②出席しない</td></tr>
<tr><td>相談会
※２</td><td>平成 31 年 3 月 20 日（水）
【相談内容】①下請法　　　②消費税転嫁対策特別措置法
③独占禁止法　④その他（　　　　　　）
【時間】①午前 11 時～午前 11 時 50 分　　②正午～午後 0 時 50 分
③午後 1 時～午後 1 時 50 分</td></tr>
<tr><td>連絡先電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

- 研修会及び相談会は，定員に達し次第，締め切らせていただきます。
- 相談については，御希望の時間が重複した場合は，時間の変更をお願いする場合がございます。